

「大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例」では、ごみの減量推進と適正処理を進めるために、事業者・市民・行政それぞれの責務を定めています。

特に、事業者については自らの責任と負担において、事業活動に伴い発生した廃棄物の減量推進と再資源化の促進及び適正処理が厳しく求められています。

## 1 事業者の責務

(条例第4条)

- ①事業者は、その事業活動に伴い生じたすべての廃棄物を、自らの責任において適正に処理しなければなりません。
- ②事業者は、事業系廃棄物の発生を抑制し、再使用及び再生利用を促進すること等によりこれを減量しなければなりません。
- ③事業者は、物の製造・加工・販売等に際して、その商品・容器等が廃棄物となった場合に、適正な処理ができるようにしなければなりません。
- また、廃棄物となった場合自ら回収し、その他の必要な措置を講じるよう努めなければなりません。
- ④事業者は、廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関し、本市の施策に協力しなければなりません。

※適正な処理とは

- 事業系一般廃棄物の場合、本市一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託してください。  
(一般廃棄物を排出する際には「中身の見えるごみ袋」を使用してください。)
- 産業廃棄物の場合、廃棄する品目を取り扱いできる産業廃棄物処理業者に委託してください。  
委託契約は書面で行い、産業廃棄物を引き渡す際には、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付しなければなりません。
- テナントビルの場合、「一般廃棄物」については排出事業者責任を明確にしたうえで、ビルメンテナンス会社等による一括契約が可能ですが、「産業廃棄物」については、各テナントが排出事業者として産業廃棄物処理業者と個々に契約しなければなりません。
- 古紙・金属くず・空きびん・古繊維は、専ら再生利用の目的となる廃棄物を専門に取り扱う再生資源事業者に委託できます。専ら再生利用目的となる産業廃棄物のみの収集運搬又は処分を業として行う者に産業廃棄物を委託する場合には、マニフェストの交付は不要ですが、委託契約書の作成は必要です。



## 2 減量推進・適正処理促進の対象となる建築物

(条例第9条第1項・規則第3条)

対象となる建物は、次のいずれかに該当するものです。

- ①「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」(通称「ビル管理法」)第2条に規定する特定建築物。  
《対象となる建築物》事務所・店舗・劇場・百貨店・図書館・美術館・博物館・旅館・ホテル・遊技場・各種専門学校等で延床面積が3,000m<sup>2</sup>以上の建築物。(ただし、学校教育法に規定する学校については、8,000m<sup>2</sup>以上が対象。)
- ②事務所の用途に供される部分の延床面積が1,000m<sup>2</sup>以上の建物。
- ③製造工場又は倉庫の用途に供される部分の延床面積が3,000m<sup>2</sup>以上の建物。
- ④「大規模小売店舗立地法」(通称「大店立地法」)第2条第2項に規定する大規模小売店舗。
- ⑤その他、市長が特に必要と認める建物。



## 3 対象となる建築物の所有者又は管理者の義務

(条例第9条第2、3項・規則第4、5条)

- ①所有者や管理者は、当該建築物から発生する廃棄物の減量推進及び適正処理に関する1年間の計画を立案し、「廃棄物の減量推進及び適正処理に関する計画書」を作成し、大阪市長に提出しなければなりません。(提出期限:毎年4月30日)
- ②所有者や管理者は、当該建築物から発生する廃棄物を全体的に管理できる「廃棄物管理責任者」を1名選任し、大阪市長に届け出なければなりません。この場合、廃棄物の管理上、建築物ごとに「廃棄物管理責任者」を選任し、届け出る必要があります。



## 4 廃棄物管理責任者の職務

(条例第9条第3項)

- ①廃棄物の実態把握 — 当該年だけではなく、前年の廃棄量と再生量実態を把握するようにしてください。
- ②減量・資源化のための具体的計画の立案 — 少しでも前年実績量を上回るような計画を立ててください。
- ③目標値の設定 — 具体的な数字を設定してください。
- ④社員・テナントの啓発 — 設定数値の教示と、それに向けた具体的な取り組みを全員に示してください。
- ⑤計画の実行 — 計画を実行に移せる環境を整備してください。
- ⑥進行状況のチェック — 常に進捗状況をチェックしてください。

## 5 占有者(テナント)の義務

(条例第9条第5項)

占有者(テナント)は、当該建築物から発生する事業系廃棄物の減量推進及び適正処理について、当該建築物の所有者や管理者に協力しなければなりません。

## 6 報告の徴収の実施

(条例第35条・指導要綱4)

本市では、事業系廃棄物の減量・資源化が効果的に実践されているかどうかについて、市長表彰受賞済で除外要件に該当しない特定建築物の所有者又は管理者からは、報告を徴収します。

報告の徴収は、次の要領で行います。

- ① 計画実施状況の確認等に關し、立入検査項目のうち必要項目の報告を求めます。
- ② 報告期限までに報告がない場合及び、報告内容に対し指導・助言が必要な場合は、同一年度内に立入検査を行います。

※除外要件とは

- 次の両方が評価されていない場合  
「日常的な産業廃棄物の保管場所であることを掲示(法定掲示板)している」  
「日常的に排出する産業廃棄物について契約書及びマニフェストを作成している」
- 立入検査結果で評価点合計が著しく低い場合
- 不適切な廃棄物処理を行った場合
- その他、立入検査による指導が必要と市長が認める場合

## 7 立入検査の実施

(条例第36条・指導要綱5)

本市では、事業系廃棄物の減量・資源化が効果的に実践されているかどうかについて、市長表彰受賞済だが除外要件に該当する特定建築物の所有者又は管理者及び、市長表彰をまだ受賞していない特定建築物の所有者又は管理者に対しては、立入検査を行い、必要な指導や助言を行います。

立入検査は、次の要領で行います。

- ① 計画実施状況の確認等に關し、各特定建築物への立入検査を行います。
- ② 条例及び規則に規定された「立入検査職員証」を携帯した本市職員が行います。
- ③ 廃棄物管理責任者は、あらかじめ計画実施状況や改善状況の点検等を行うとともに必要書類を揃えておいてください。
- ④ 立入検査を行った特定建築物の廃棄物管理責任者には、「立入検査結果通知書」を交付します。



## 8 特定建築物の取組実績

区分	平成5年度	平成10年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
指導対象件数	1,588	1,752	2,344	2,358	2,395
発生量(t)	309,547	359,153	397,535	407,517	404,317
資源化量(t)	67,834	132,873	157,837	160,312	163,174
資源化率	21.9%	37.0%	39.7%	39.3%	40.4%

平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
2,436	3,724	4,204	4,259	4,361	4,390
399,995	422,011	436,167	430,040	435,436	411,983
162,325	175,710	185,356	192,584	205,443	196,675
40.6%	41.6%	42.5%	44.8%	47.2%	47.7%

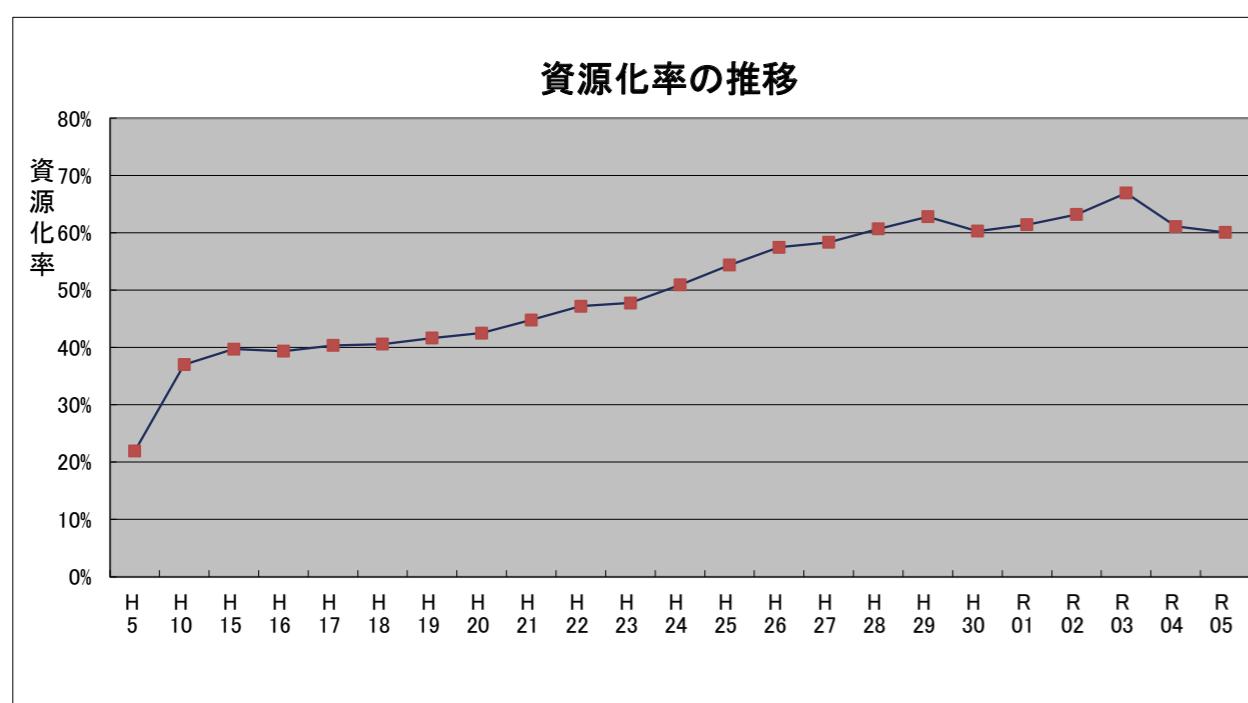
平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
4,381	4,310	4,352	4,344	4,345	4,316
464,447	452,549	469,816	471,544	482,862	483,823
236,431	245,952	269,967	274,941	292,974	303,757
50.9%	54.3%	57.5%	58.3%	60.7%	62.8%

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
4,287	4,272	4,255	4,262	4,257	4,250
481,163	476,692	406,084	453,678	424,375	422,380
290,058	292,581	256,537	303,607	259,249	253,677
60.3%	61.4%	63.2%	66.9%	61.1%	60.1%

※数値は「廃棄物の減量推進及び適正処理に関する計画書」の集計による。

※発生量及び資源化量の単位はトン(t)。

※令和6年4月1日現在の指導対象件数は 4,259件。



## 9 表彰関係

大阪市では、平成11年度から、廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に顕著な功績を上げている特定建築物を対象に「ごみ減量優良標」を贈呈し、平成15年度から局長表彰を、平成20年度から市長表彰を行っています。

区分	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
市長表彰贈呈件数	—	—	—	—	—	—	—	—
局長表彰贈呈件数	—	—	—	—	148	92	84	70
「ごみ減量優良標」贈呈件数	353	483	529	542	575	643	559	586
選考対象件数	1,752	2,094	2,137	2,173	2,198	2,344	2,358	2,395

平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
—	84	48	46	37	56	43	35	16
72	68	57	54	33	41	174	69	41
522	495	463	902	736	705	754	672	557
2,436	3,724	4,204	4,259	4,361	4,390	4,381	4,310	4,352

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
26	21	44	67	33	24	57	29	38
56	41	34	77	31	77	27	47	30
514	579	506	542	496	577	518	460	534
4,344	4,345	4,316	4,287	4,272	4,255	4,262	4,257	4,250

ごみ減量優良標



局長表彰



市長表彰

